

# 年金業務・組織再生会議 (第1回)

平成19年8月23日(木)  
10:00～12:00  
総理大臣官邸3階南会議室

行政改革推進本部事務局

(報道関係者入室)

福井行政改革推進事務局局長 ただいまから、第1回年金業務・組織再生会議を開催いたします。

本日はお忙しい中ご参集頂き、まことにありがとうございます。私は行政改革推進本部事務局長の福井でございます。後ほど、委員の互選により、この会議の座長をお決め頂きますが、それまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。

本日は第1回会議ということで、渡辺行政改革担当大臣、林内閣府副大臣、岡下内閣府大臣政務官も出席しております。

それでは、渡辺大臣からご挨拶を申し上げます。

渡辺行政改革担当大臣 おはようございます。

本日は大変お忙しい中、皆様方にご参集頂きまして、まことにありがとうございます。

この数ヶ月間、年金について国民の関心が非常に高く、大変な議論が行われたことはご案内のとおりでございます。年金制度の問題もさることながら、年金制度を運営する社会保険庁の体質、そしてその職員が誠実に職務を果たしていないのではないか、また幹部が責任を持って組織をマネジメントしていないのではないか、こういったガバナンスについて大変な不信を国民から抱かれてしまったわけでございます。

このため、先の通常国会におきまして、社会保険庁を廃止、解体する、そして新たに日本年金機構を設立するということにいたしました。年金問題につきましては、ご案内のように、検証委員会、記録確認委員会、そして監視等委員会がスタートしております。

当会議では、平成22年に予定される日本年金機構の設立に向けて、社会保険庁をいかに解体し再生していくかという議論をして頂きます。具体的には、第1に、社会保険庁が担ってきた年金業務につき、外部委託できる部分はアウトソースしていく、それをどのように切り分けていくかという問題。第2に、現在社会保険庁に勤めている職員のうち、どのような人を新たな機構に採用するかという問題、この2つが大きな論点になるかと思えます。

こうした点につき、ご議論頂き、皆様のご意見を最大限尊重して、政府の策定する基本計画に反映されるよう、私としても全力を尽くして参りたいと考えます。

社会保険庁改革は緒についたばかりでございます。この会議におけるこれからの議論というものは、公的年金業務に対する国民の信頼を回復することができるかどうか、成否を分けることとなります。

皆様におかれましては、改革実現のために、大胆かつ活発なご意見を頂きますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

福井行政改革推進事務局局長 続いて、林副大臣よりご挨拶を申し上げます。

林内閣府副大臣 おはようございます。副大臣の林でございます。

このたびはこの大変な会議の委員をお引き受け頂きまして、大変ありがとうございます。

た。

大臣からお話があったとおりでございますが、通常はこの年金の問題、社会保険庁の問題というのは厚生労働省が所管しております。しかしながら、先ほどお話のあった委員会については総務省ということになりましたが、この一番大事な基本計画につきまして、厚生労働省ではなくて、この行革の大臣のラインでやるということは、今大臣からお話があったように、年金制度そのものについても、また新しく年金を運営していく組織についても、国民の理解というものがないと大変難しい状況になっているという、政府全体としての強い意識のあらわれであると、我々も受けとめております。

そういった意味では、今お話がありましたように、国民の目線で大いに議論をして頂いて、これを契機にピンチをチャンスに変えていくことが大事だと我々も認識をしているところでございます。

是非委員の先生方には活発な深い議論をして頂きまして、最終的に政府でつくることになります基本計画をいいものにしていききたいと我々は思っているところでございますので、そのことをお願いいたしまして、ご挨拶にいたしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

福井行政改革推進事務局局長 続いて、岡下大臣政務官よりご挨拶申し上げます。

岡下内閣府大臣政務官 政務官の岡下でございます。

本会議の委員をお引き受け頂きまして、本当にありがとうございます。

この組織は全くこの国民の信頼を失ってしまったという深刻な状態になっておりますが、これから委員の皆さん方には、この組織の再生、あるいは業務の再生といいますが、そういうことを議論して頂くことになると思っております。どうか活発なご意見、大臣、副大臣おっしゃったように、このご意見を反映していきたいという風におっしゃっておりますし、私は大臣、副大臣を補佐する立場でございます。どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

今日は本当にありがとうございました。

(報道関係者退室)

福井行政改革推進事務局局長 それでは続きまして、委員の皆様方のご紹介に移らせて頂きます。

資料1の委員名簿に従いまして、五十音順にご紹介させていただきます。

まず、こちらから岩瀬達哉委員でございます。

大山永昭委員でございます。

岸井成格委員でございます。

小嶋典明委員でございます。

斎藤聖美委員でございます。

八田達夫委員でございます。

本田勝彦委員でございます。

また、この会議におきましては、本日所用のため欠席でございますが、的場内閣官房副長官に出席頂きます。また、坂内閣官房副長官補が出席しております。

最後に、会議の事務局につきましてもご紹介させていただきます。

こちらが事務局次長の江澤でございます。

それから、参事官の加瀬でございます。

企画官の長田でございます。

次に、この会議の座長を選任して頂きたいと存じます。

座長につきましては、資料1の「年金業務・組織再生会議の開催について」にございませとあり、委員の皆様の互選によりお願いすることになっております。どなたかご推薦をお願いできますでしょうか。

どうぞ。

小畠委員 専売公社の民営化を経験された、本田先生が一番適任だと思います。

福井行政改革推進事務局局長 ただいま本田委員というご意見がございましたが、皆様いかがでございでしょうか。

(異議なし)

福井行政改革推進事務局局長 それでは、本田委員が座長と決定いたしました。

ここからの議事の進行は本田座長にお願いしたいと思います。また、本田座長は座長席にお移り頂きたいと存じます。よろしくお願いたします。

(本田座長、座長席に着席)

本田座長 それでは、ただいま委員の皆様のご推挙を頂きましたので、座長を務めさせて頂きたいと思います。

冒頭、大臣または副大臣、政務官の方から、この我々の会議の意義、大変重要であるということ伺いまして、この会議が円滑に実施され、そして実のある結論を得るように頑張りたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それではまず、この会議の運営要領につきまして、事務局よりご説明頂きたいと思ます。

江澤行政改革推進事務局次長 それでは、資料2をご覧頂きたいと思ます。「年金業務・組織再生会議 運営要領について」でございます。

大臣からこの運営要領については会議で委員の皆様のご合意によりお決め頂くものである、それにふさわしい形で会議にお諮りするようという指示がございましたので、お手元のような資料になっております。ざっと読み上げさせていただきます。

年金業務・組織再生会議の運営については、会議の決定により、運営要領により定める。

1、議事の進行。会議の進行は座長が務める。座長が出席できない場合は、座長の指名するものが座長代理として、その職務を代行する。

2、会議内容の取り扱いでございます。

(1) 会議は、原則公開とすべきか、非公開とすべきか。また、公開とする場合には、

新聞記者の傍聴、カメラの取り扱い、インターネットによる配信をどうするか。

- (2) といたしまして、会議での配布資料は、原則として公表することによいか。また、座長の判断により、資料の一部を公表しないことができることとすべきか否か。
- (3) 会議を原則公開とする場合には、会議開催後の記者に対するブリーフィングは行わないこととすることによいか。逆に、会議を原則非公開とする場合には、会議開催後、座長または座長の指名する者から記者に対してブリーフィングを行うこととすることによいか。
- (4) 議事要旨及び議事録は、公表することによいか。また、座長の判断により、議事録の全部または一部を一定期間公表しないことができることとすべきかどうか。
- (5) 会議の議事の効果的な進行を図るため、必要と認める時は、座長が会議に諮った上で、前記(1)から(4)までの取り扱いの全部または一部を変更することができることとしてはどうか。

それから、大きな3番でその他でございますが、運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、決定する。

この大きな1と3は、ほとんどご議論の余地がないかと判断いたしまして、僭越でございますが、一応案という形でお示ししてございます。2の方は、項目と選択肢をお示しいたしました。

以上でございます。

本田座長 それでは、運営要領につきまして、委員の皆さんのご意見はいかがでございましょうか。

岩瀬委員。

岩瀬委員 会議の公開か非公開かということについて、僕はやはり原則公開でいくべきではないかという風に思います。やはりこれだけ関心の高い問題ですので、後で議事録が公開されて中身がチェックできるといっても、やはりライブで議論の経過というのが見えるのと見えないのでは、かなり大きく国民に対する情報提供という点では違ってくるのかなと思います。

これはだれがどういうことを言って、どういう議論が白熱したかということまで、そのニュアンスまで伝えるという意味で、僕はもう原則公開と。ただし、議題によっては公開できない議題というのがあると思いますので、それに関しては座長一任で、今回はやめるとか、この部分はカットするという風にしていけば、議論に支障がないのではないかと、そういう風に思います。

以上です。

本田座長 あと、みなさんご意見。

岸井委員。

岸井委員 私メディアの代表の一人として、岩瀬さんのおっしゃるように、原則はやっぱり公開を貫いた方がいいんじゃないかなと思います。ただ、経験からいっても、同じ

新聞社の人間が言うのも変ですけども、記者がずっと後ろにいるところで、なかなか議論しにくいことがあるんですよね。そういうテーマによっても、座長の判断で、今日は非公開でいきましょうとかそういうことで、ケース・バイ・ケースなんですよ。原則は公開という風にしておいて、いろいろ柔軟に対応するという方が、私はいいいんじゃないかなという気がしています。

本田座長 小島委員。

小島委員 私はちょっと逆なんですけれども、当面採用基準が一番大きなテーマになると聞いていますので、そうした問題については非公開とせざるを得ないのではないかと。

原則公開としつつ、当初は非公開というのでは、原則と例外が逆転してかえっておかしくなるのではないかと。だから、原則として当面は非公開ということではいいのではないかと私自身は思います。

本田座長 斎藤委員。

斎藤委員 人事戦略というのは、組織が何を考えどういう方向に向いているかというのを明らかにするものだと思います。その基本のところをきちんと伝えるという意味では、公開しておいた方がよろしいんじゃないかという気がいたします。

ただ、細部にわたって、実際にはどのようなルールに従ってやっていくのかという非常に細かいところに入りますと、それはやはり守秘義務、そして明らかにすべきでないことは多分多々出てくると思いますので、その部分に関しては非公開にするということで、最初の方針をディスカッションするところは、公開という形でよろしいんじゃないかという気がいたします。

本田座長 八田委員、お願いします。

八田委員 議事録は一定時期の後に完全公開ということは当然だと思います。さらに、もしこの会議の委員が利害関係者を代表しているのならば、理屈にならない議論を封じるために会議自体を公開にした方がいいと思います。しかし私が見る限り、この会議の委員に特定の利害関係者が含まれているようには思えないですね。

一方で、次にどういう人を採用し、どういう人は採用すべきでないということを最終的に決めるまでの過程では、現実的にいって利害関係者は当会議に対して非常に圧力をかけたいような問題があるわけですね。私はむしろ利害関係者の力を排すという意味では、この場合には原則非公開がいいと思います。その上で物によっては座長のご決断で、公開するという風にされた方がいいんじゃないかと思います。

要するに、この会議を公開するということは、通常の委員会を公開するというのとはかなり意味合いが違うと思います。

本田座長 大山委員、いかがですか。

大山委員 約3年前に当時の細田官房長官が最初に社会保険庁に関する会議を始められましたが、私は、年金関連のシステムをそこから見始めました。社会保険庁の情報システムを見ますと、正直な話、セキュリティに関する事等、公開できないこともあるかと思

います。

またこの会議では、業務・組織再生の中の主要な課題の1つにアウトソースの話があるので、民間委託等の話が出てくる時に、システムとの関係について意見を述べますが、そのところについては、公開することが難しい案件もあるかと思います。したがって、原則公開というのが正しいとは思いますが、非公開にするものもあるということを考えておくべきだと思います。

本田座長 今すべての委員の方のご意見を伺って、座長は大変だなと。

まさに大変重要なテーマでもありますし、しかも国民の関心が高いというのでは、基本的には原則的にできるだけオープンでいくということではないかと私も思います。ただ、今3人の方からお話がありましたように、中身によってはいろいろとありますので、やはり委員の構成からいいにしても、率直に意見交換ができると、それを大事にして最終的に実のある結論というものを出していくということで、当面スタートは、できれば私は原則非公開ということで。もちろん、ここにいろいろと書いてありますけれども、そのかわりにブリーフィング、資料等については公開することを原則にし、終わったら必ずブリーフィングをやって、議事要旨は速やか、議事録もできるだけ早く出していくという風なことで進めていったらいいのかなと。

同時に、率直な意見交換という場合に、いろいろなデメリットの話も今ちょっとありましたけれども、その点も見極めながら、支障がないという判断ができたり、また運営の中身いかに公開した方がいいという感じになってくれば、それはそれでまた皆さんとお話ししながら公開し、また場合によっては進行を促進する意味で、これは役所の問題等々で公開した方がいいという判断があって、進行を早めるということもあるかもしれません。そういう場合には、また皆さんとお話しして、原則公開ということできたいと思いますが、当面スタートに当たりましては、率直な意見交換をできるだけ活発化していくという考え方から、原則非公開ということできかがかなと。皆さんのご了承が得られたら、それでまとめたいという風に感じますが、いかがでございますか。

岩瀬委員 当面というのは、どういうイメージでお考えでいらっしゃいますか。

本田座長 まさにテーマ自体が、採用基準の問題もありますし、業務の部分もある。それともう一つは、私自身も詳しくまだ知らない面もあって、かなりいろいろな意味で勉強も要るのではないかなという感じもある。そういう中で、だんだん議論を収れんしながら、まさに一方で、先ほどありましたように検証委員会、監視等委員会というのがあるわけですから、そこでの連携を見ながら、そこも反映しながらこうやって最終的な結論へもっていくという必要があると思います。

岩瀬委員 私ばかり発言して申しわけありませんが、一つよろしいでしょうか。

僕は、後でちょっとご報告させて頂く時間も頂きたいですけれども、監視等委員会もやっておりますので、そこでの議論を通してすごく感じることは、先ほど確か八田先生がおっしゃっていましたが、利害関係者がいない、圧力がかからない、非公開でもいいんじゃない

か。ところが、この問題というのは、社会保険庁にとっては相当な利害がかかってくる問題で、これは圧力がかかろうが、かからなかろうが、国民の目から見てこの会議が完全公開でいかないと、圧力がかかったという、そういう目で見られる可能性が非常に高いと思います。それは今後会議をずっと進行していくプロセスの中で、多分社会保険庁及び厚生労働省の方から、いろいろな形の働きかけがなされてくるのではないかなと。これは想像ですけれども、恐らく国民はそういう風に思っていると思うんですね。

ですからこそ、この会議は公開にして、そして採用基準のこういうプライバシーにかかわる問題とか、公開できない問題ですとか、あとシステムの問題、これはみんな出せない。それは限定的に非公開という形にしていた方が、会議の透明性とこの議論の成果というものの説得性という点でも、僕はよろしいかなと。すみません、公開にこだわりますけれども、そんな感じです。

本田座長 八田委員のおっしゃった利害関係という問題と、岩瀬委員がおっしゃったのは、ちょっとまた違うのかなと。この改革なり、我々がここで新しく明日に向かっての機構を作って、その機構がちゃんとしてくれることが一番だと思うんですね。その時の利害関係というのは、今岩瀬委員がおっしゃったように、官庁からの働きかけがいっぱいありますよということかという感じがいたします。

だから、この運営要領のほかに、いろいろなところからの委員個人への働きかけみたいなことがあるかもしれませんね。そういうことにどう対処するかという問題も実はあるんだろうと。それは、私はできれば個別云々は避けて、事務局の方につないでいくというやり方もあるのかなと。今岩瀬委員のおっしゃったのを聞きながら、ちょっと思ったんですけれども。

岩瀬委員 勉強の時間が必要だというのも、そうだと思います。その間、余り議論が進まないのが出るというのはよくないという判断もあろうかと思えますけれども、やっぱりこれだけ関心の高い問題で、社会保険庁だけじゃなくて、年金制度の新しい制度が信頼性を確保できるかどうかという、かなり重要な問題ですので、勉強のプロセスも含めて出してしまった方がよろしいかなと。ただ、何度も言うように、出せないこともありましようから、それは各委員の先生のご提案を受ける形で、座長がご判断されて、その都度非公開にしていくと。

当面立ち上がりが非公開が続いたとしても、これは説明がつけば、僕は問題はないのではないかと思います。一応会議は公開でいくけれども、当面こういうテーマを議論するので、緊急的に集中的にやるので、この間は非公開にするというふうにやれば、むしろ国民の方の納得性が得られるという気はします。

すみません、勝手なことばかり言って。

本田座長 いえ。

斎藤さん。

斎藤委員 運営に関しましては、かなりフレキシブルにできるだろうと思うんですね。



そうしますと、公開にするか非公開にするかというのは、多分外に対するメッセージとして非常に重要になると思います。そのメッセージ性を考えると、原則公開としておいて、非公開にする部分は必ずありますということで運営をしていった方がいいような気がします。ちょっと姑息な考え方もかもしれませんが。

本田座長 私の方の考えもできるだけ公開という原則の中で、いろいろな各論に入ると、先ほどの例えば採用の基準みたいな問題等について、いろいろなご意見があった。それが片言隻語をとらえられるとよくない。我々は最終的に実のある、ちゃんとした結論を出そうというのが基本だと思うんですね。そういう時に、関心が高ければ高いほど、その危険性ということも考えていかなければいけないんだろうという風に思うんです。

大山委員 私も基本的に皆さんがそうであれば、それで結構ですが、問題は公開の仕方ではないかと思います。というのは、周りに傍聴人がいらっしゃるのか、インターネットで中継するのか、実際にやってみると随分違うからです。特に、インターネット中継の場合、全体を俯瞰して常に映していれば良いのですが、フォーカスを当てられたりすると印象が変わることがあります。公開するにしてもこの点等を議論しておかないと前提がはっきりしないのではないかという気がします。

八田委員 私が非公開にこだわるのは、あくまで議事録は全面公開という前提のもとです。ここで変なことを言ったことは必ず最後には人に知られるということが前提です。

なぜ非公開にこだわるかと申しますと、結局もし完全公開にして、テレビカメラでもずっと入るとすると、審議の全体を見ての批判ではなく、会議の直後に毎回批判を受けるようになります。そうすると馬鹿な質問を恥ずかしくてできなくなります。それからこういうことについてはあの労組はどういうふうに思っているのだろうとかを気にして、気軽に聞いたり、答えたりできなくなります。全部裏でやることになってしまいます。この会議では何も言わずに裏で相談して、実はあの時私はわからなかったんですけども、どうなんでしょうということになる。それが全く議事録に残らない。

いってみれば判決のかわりに和解をすると、判例として何も残っていかないのと似ています。しかしいかに馬鹿な質問をして後に残るとしても、結論はちゃんと立派なところになるという自信があるなら、いろいろ言えます。議事録で不明確なことを言ってしまったのを、一応真意はこうだったんだという風に次回に修正できる。結果的に会議における議論の全過程が公開されるという担保がある限り、むしろ私は議論をできるだけこの会議の席上でやってもらい、全部の議論の過程を記録に残すために原則非公開でやった方がいいと思います。特にヒアリングで、相手の方に自由に言って頂くためには、非公開にすることが重要だろうと思います。

以上です。

本田座長 原則公開ということは皆さん同じ思いだと思うんですね。今当面と申し上げた原則非公開というのは、ここに新聞記者の方がずっといたり、カメラが入ったりと、これは当面率直な意見交換をすることを中心にいきたいと。ただし、先ほども申し上げまし

たように、毎回終わった後、私か、またはお願いする方に必ず即座にブリーフィングもして頂く、内容のご説明もして頂く、加えて議事録もできるだけ早く出すと。これはある意味では公開だと思うんですよね。ただ、いわゆる原則非公開とか公開とかというのは大変難しいというか、人によってとり方があるものですから、非常に重要な問題なので、公開が原則ですけれども、今申し上げたように、非常に各論的に言えば、この会議が順調にスタートし、率直に意見交換ができるように、当面一般的傍聴なり会議については非公開ということではいかがでしょうかという風に、今ちょっと強引な仕切り方かもしれませんが、

岩瀬委員 ということは原則公開で、当面非公開。

本田座長 公開の仕方というのは、議事録なら議事録、終わった後は必ずブリーフィングしますと。これも一つ、間違いなく公開なんですけれども。この席の後ろにいて、またはインターネット云々といったことについては、それは当面非公開でいきたいと。

岩瀬委員 記者の傍聴は認めないということですね。インターネット中継は、これは議論するということですか。

本田座長 今後いろいろと議論してもいいと思いますけれども、当面今日の場合はそういうことも含めて非公開にしておきたい。

岩瀬委員 つまり、議事録公開で公開という意味。

岸井委員 それと、ブリーフィングね。これは範囲、解釈が難しいんだけど、私なんかの立場からいうと、原則非公開オーケーというわけには、なかなかいかない立場でもありますしね。それを、どの範囲を公開というんですか。原則公開というとな……。

本田座長 こういうふうに公開しますという言い方もあるんですね。

岸井委員 記者会見ブリーフィングもそうですけれどもね、公開の中に入りますけれどもね。

岩瀬委員 ブリーフィングではなかなか伝わらないと思うんですよね。

岸井委員 監視等委員会の方はどうしているんですか。

岩瀬委員 監視等委員会は、一応これは原則非公開、議事録は公開するという感じですね。だから、記者の傍聴とインターネットはやっていないですね。

大山委員 もう二つありますよね。

江澤行政改革推進事務局次長 検証委員会は非公開、それから第三者記録確認委員会は非公開、これは特に第三者確認委員会も検証委員会も個人情報そのものを扱うという性質からそういう整理をされていると思います。

渡辺行政改革担当大臣 ちょっと座長、よろしいですか。

実は、この議論は事務方案は原則非公開ということでした。さっき江澤次長が冒頭申し上げましたように、私の方からあえて指示を出して、座長さんを大変苦しめることになっちゃったわけですが、私の方の真意は、まずこういう議論も事務方の振りつけどおりじゃないんだと、こういう活発な議論をやって頂きたいがために、あ

えてこういう問題提起をしたわけでございまして、座長を苦しめることが私の真意でございませんので、ご理解頂きたいと思います。

それで、参考までの話であります、江澤次長が言ったように、検証委員会とか監視等委員会とか、それから記録確認委員会、いわゆる第三者委員会、これらはまさに非公開の世界の話なんです。しかし、私がかかわっている、行革本部も事務局をやっている公務員制度の改革に関する全体パッケージの委員会とか、官民人材交流センターの詳細設計を行う懇談会とか、そういったところはまさにネット中継もやっているんだよね、確か。ネット中継というのは、あれは固定カメラ……

江澤行政改革推進事務局次長 センターです。

渡辺行政改革担当大臣 センターの方かい、ネットで。固定カメラですよ。

江澤行政改革推進事務局次長 固定カメラです。

渡辺行政改革担当大臣 フォーカスとかしないでしょ、しないよね。そういう制度設計に関する方は、そういう具合にやらせて頂いているわけでございます。こちらの方も、制度設計といえば、そういうラインなんですね。しかし、先ほど来議論があるように、個人の再就職できるかどうか、そういう問題も関わっているじゃないかと、こういうご議論もあろうかと思ひまして、きのう私は座長さんに申し上げたのは、出たとこ勝負で決めてくださいということで（笑）、活発な議論をお願いしたいという趣旨で申し上げた次第でございます。

参考までの話です。

林内閣府副大臣 なかなかご議論が活発なところなんです、資料の6に、ちょっと先の議題になっているんですが、「当面」ということが随分先ほどから言葉が出ておりますので、今後の会議の進め方の、これも案ですけれども、大体こういうスケジュールで今からやっていこうというのがついておりますので、これを見ながら、一体どのあたりが本当にそういう「当面」なのか、どのあたりはがなかなか外に出せないみたいな話が出てくるのかというのをちょっとご覧になって頂いて、どのあたりのところが本当にそうなのかということと、それから先ほど斎藤委員がおっしゃったように、今日決めることが外に一回メッセージとして出てしまうと。その後、個別の会議をそれぞれどうするのかというのは、もう座長が会議にお諮りしてやるというのが第3項にありますから、その辺の組み合わせでお考えになって頂くと整理ができるのかなという風に思いましたので、ちょっと蛇足ながら申し上げました。

小島委員 まず私の個人的な経験から申しますと、国立大学の場合も国家公務員から非公務員型の国立大学法人に移行したんですけれども、法人化によって労働基準法等の適用を受けることに伴って、就業規則を作成することになったんですね。ところが、起案段階で、その途中経過が部局長会議等を通じて学内に流れてしまう。そうすると、試行錯誤を重ねて具体的に議論を詰めていくということが、まともにできなくなる。機構職員の採用についての基本的な事項というのは、まさしくそのような問題ではないかと思うんです。

この問題については、いずれにせよ、試行錯誤の中で考えていかざるを得ない。途中経過の第1次案とか第2次案というのが表に出てしまうと、議論が歪曲されるのではないかと、この危惧を私自身は抱いています。

それともう一つは、この問題については、公務員法の世界と労働法の世界がかなり違っているというのと、分限免職云々ということになれば、すぐ訴訟に直結する問題ですよね。将来の訴訟に非常に大きな影響を与えるということを考えると、外野からいろいろな声が聞こえてくるという環境の中で議論をするのではなくて、もう少し冷静な環境の下で議論をした方がいいのではないかと、そのように考えております。

本田座長 それでは、いろいろとご議論頂きましたので、基本的に我々の会議自体は公開であると。しかし、その公開の仕方については、当面は先ほど私が申し上げたような形、記者の方とかいろいろな方が入ってくるようなことはいたしませんと。そのかわりにブリーフィングなどはちゃんとやっていきますということで、当面对応させて頂いて、まだいろいろとご議論あると思いますが、この会議を進める過程の中で、逆に積極的にそうした方がいいということも場合によってあるかもしれません。場合によってはお呼びする方が、是非公開でやってくれという人がおられるかもしれないし、そういう時には、そういうことも考えるという方法があると思いますので、今日のところは、今私が申し上げた形でやらせて頂きますが。

岩瀬委員 もう一回聞いていいですか。

本田座長 どうぞ。

岩瀬委員 では、原則公開で、当面は記者もインターネット中継もしないと。議事録とブリーフィングで、それを公開とすると。その当面の時期というのは、テーマが変われば、もう一度その時点で公開手法については、考えるということでしょうか。

本田座長 テーマが変わればということだけでなく、この会議の運営、ある意味ではタイムテーブル、時間的なことありましようし、公開することによって促進する場合にも使える場合があると思うんですね、ものによっては、そういうこともありますし、今ご議論のようなことの懸念がないと、支障はないというような場合も考えられる。それはやはり、ある意味で臨機応変に考えざるを得ないんだらうと思いますので、今日の段階で当面採用やいろいろなことが中心だとならうと思いますので、非公開と。

岩瀬委員 すみません、確認したいんですが、促進する場合と、そういう公開しているいろいろな懸念がないという場合、会議の議論の中身に影響が出ないという場合は、インターネット等で中継をするということの理解でよろしいですか。

本田座長 インターネットでいくのがいいのか……

岩瀬委員 記者を入れるか。

本田座長 記者さんが来て、何かほかの委員会ではそういうのはあるみたいですね、記者1名だけとか何とかとか。いろいろとあるので、それはまた以後いろいろと相談させて頂きたいと思います。

岩瀬委員 その時に議論するということですね。

本田座長 では、私にご一任頂いたということによろしいでしょうか。

それでは、日程の都合上で、またいろいろな事情で、私が出席できない場合には、岸井委員に座長の代理をお願いしたいと考えておりますので、委員の皆様方にはご了承をお願いしたいと思います。岸井さん、よろしく願いいたします。

岸井委員 はい。お役に立つかどうか分かりませんが、できるだけご協力をしたしたいと思います。

本田座長 それでは、これより議題に入りたいと思いますが、あらかじめ本日の議論の流れをご説明いたしたいと思います。

まずは社会保険庁改革の概要などにつきまして、事務局から説明頂き、続きまして、当会議に先行して設置されております年金業務・社会保険庁監視等委員会におきます取組状況につきまして、委員をなさっていらっしゃる岩瀬委員から、監視等委員会の取組の状況についても伺いたいと思います。その上で質疑応答を行いたいと思います。そして、最後に、各委員の方々から一言ずつご発言を頂きたいと、そういうことで運営させて頂きたいと思います。

それでは、まず今般の社会保険庁改革の概要、当会議の役割、検討課題等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

江澤行政改革推進事務局次長 それでは、お手元の資料3と4と5をご説明させて頂きます。簡潔にご説明させて頂きます。

資料3は、これまでの不祥事などの経緯を左側に書き、それに対応してどのような改善、改革を進めてきたかということの時系列に整理をしたものでございます。平成16年、2004年7月に、いわゆるのぞき見、個人情報のはき見事件などがあったわけでございますが、民間から村瀬長官がご就任され、社会保険庁の中に改革本部などを設けて、また官房長官の下に社会保険庁の在り方に関する有識者会議を設け、さらに社会保険庁の中では緊急対応プログラムなどを策定してきたというようなところから始まるかと思っております。

その後、いわゆる収賄事件なども発生しまして、2ページの方に参らせて頂きますけれども、有識者会議の方では上から2つ目でございますけれども、年金につきましては国の責任のもとで確実な保険料の収納と給付を確保すべきだと。また、健康保険については、公法人でやるべきだというような最終取りまとめがありました。その後、さらに業務改革プログラム、新たなプログラムということで、現在160項目ぐらい取り組んでいるということでございます。具体的には、業務マニュアルが今までなかったものを作ったり、それから年金裁定請求書を事前に国民にお送りするというような、そういう160ぐらいの取組をされてきております。それから、人員削減計画等ございました。

3ページに入らせて頂きますと、昨年の通常国会に健保法の一部を改正する法律案ということで、今回、社会保険庁6分割と言っておりますうちの一つの全国健康保険協会、全健保が、この法律の中で成立したわけでございます。

それから、3月になりまして、平仮名で書く「ねんきん事業機構法案」、これは申しましたが国の責任のもとでということで、厚生労働省の一機関として「ねんきん事業機構法案」というものを構想し国会に出されましたが、継続審議となり、その後昨年の暮れに廃案となっております。

それから、4ページの方に進ませて頂きますと、その廃案の後、与党の年金制度改革協議会において、様々な議論がなされ、今度の上から3つ目でございますけれども、今年の通常国会に日本年金機構法案、それから事業改善法案という2法案が提出され、6月30日に成立をいたしました。その間、5,000万件の記録の問題等があったわけでございます。そして、総務省の方に年金記録検証委員会が6月に設けられ、7月に検証委員会の中間報告がなされております。

5ページに参りますけれども、6月に同じく総務省に年金記録確認第三者委員会が設けられ、7月に基本方針が策定され、一つずつ物事は進んでいるという風に聞いております。それから、7月5日に政府・与党におきまして、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」という総合対策をまとめたということでございます。そして、さらに総務省に年金業務・社会保険庁監視等委員会が設置されました。

6ページに、政府として総務省に設けた3つの委員会と、それから一番左に、この年金業務・組織再生会議を整理してございます。ちなみに、総務省の年金記録検証委員会につきましては、この秋口を目途に報告がなされるという予定だということになってございます。第三者確認委員会は、当分の間ということでございます。

それから、年金業務・社会保険庁の監視等委員会、この委員会だけは、年金記録問題だけではなくて、社会保険庁の全体の改善改革の問題についてウォッチしていくという機能になってございまして、いつまで置かれるかと申しますと、日本年金機構法の施行の日、これは具体的には平成22年、2010年1月を予定しております。法律上は4月1日までなんですけど、1月というのが今のところ厚生労働省の目標でございますが、いずれにしても年金機構法の施行の日まで、この監視等委員会が置かれるということでございます。

それから、資料4でございますが、日本年金機構法のポイント、1枚紙がございます。1番の機構の組織等でございますけれども、役職員については非公務員で、民間的な勤務条件ということでございます。それから、厚生労働大臣が直接的に管理監督し、事業計画、予算などを認可していくということでございます。具体例で申し上げれば、今、年金手帳は社会保険庁長官の名前で出ておりますけれども、この年金機構がスタートしますと、厚生労働大臣の名前の年金手帳をお渡しするという風に、具体的にはそういう形に変わるといってございます。

それから、4番の「民間へのアウトソーシングの推進」ということでございますが、後ほど条文でご確認頂きますが、ここのところが基本計画に盛り込まれることでございまして、この本会議の意見をあらかじめ聞いた上で、政府が基本計画を定めるということでございます。

次に、2ページでございますけれども、これはいわゆる社会保険庁6分割の絵でございます。左側2つが健康保険関係、医療関係でございます。右側が4つ、4つと申しますのは、年金機構と、それからその責任を負い監督する立場の厚生労働省本体、それから悪質な収納者に対して強制徴収を委託される国税庁、これで3つでございます。あと下の民間委託A、B、C、職能組織、これをひとまとめにして4つ目ということでございます。

それから、ちょっと飛びますが、8ページに移らせて頂きますと、年金機構法の抜粋を掲げております。8ページでございます。本則の31条で、日本年金機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、第27条に規定する業務　これは各実体法のいろいろな業務がずらっと並べられているのが27条でございますが、その業務の一部を委託することができるという規定が本則にございます。附則の第3条が基本計画でございますが、政府は、現在の社会保険庁長官から厚生労働大臣及び年金機構への業務の円滑な引き継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画を定めるとございます。第2項で、基本計画は次に掲げる事項について定めるとありまして、2つございます。1号が、年金機構が自ら行う業務と本則の第31条第1項の規定により委託する業務との区分、区分け、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項ということが1つでございます。

それから、2つ目に盛り込まれるべき事項として、年金機構の設立に際して採用する職員の数、その他の年金機構の職員の採用についての基本的な事項、これが2つ目でございます。第3項、線を引いておりますが、政府は第1項の規定により基本計画を定めようとする時は、あらかじめ政府管掌年金または経営管理に関し専門的な学識、または実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。その場が、この年金業務・組織再生会議でございます。

それから、続いて資料5、社会保険庁6分割でございますので、全国健康保険協会の方の概要をまとめた資料が資料5でございます。そのうち、5ページをお開き頂きたいと思っておりますが、5ページで全国健康保険協会の業務内容及び組織のイメージというのがございます。全体といたしまして、この医療保険改革の趣旨は、都道府県を単位とした保険者の再編ということ。そのために、都道府県単位の財政運営をしていくということでございます。この全健保は支部のところの業務を見て頂くのが一番分かりやすいかと思っておりますが、その保健事業の予防（保健事業）です、できるだけ病気にならないようにという意味で、これはこの全健保に限らず、すべての健康保険組合などもこういう機能を持っております。そして、病気になった人に対しては、健康保険給付を行う。それから、レセプトの点検を行うというようなことが主たる業務でございます。

この協会の職員については、非公務員でございます。非公務員になりました経緯につきましては、厚生労働省にお尋ねしましたところ、この全健保自体も保険者の一つでありますので、保険者として厚生労働省に対して意見、物を申すことがあると、そういう意味では非公務員の方がすっきりしていきやすいということで、非公務員になったのだと

いう説明を受けております。

それから、ここの協会への採用につきましては、社会保険庁の職員なりが身分が継続するというのではなくて、新たにこの協会が採用するという形になります。

それから、次の6ページでございますけれども、全健保と年金機構の職員の採用プロセスについての違いを整理いたしてございます。採用プロセスですけれども、この全健保の方にはないものが年金機構にございまして、それはこのまさに、年金業務・組織再生会議で基本的な事項について、あらかじめご意見を伺った上で、政府が基本計画を定め、そして政府が定めた基本計画に基づいて、設立委員が労働条件、採用基準を策定するというのが年金機構でございます。

左側の全健保の方については、その事前プロセスがなく、厚生労働大臣が命ずる設立委員による設立委員会が直ちに労働条件、採用条件を策定するということになってございます。これは平成19年、この協会のスタートが来年10月でございまして、そのために諸準備からいって、今年の秋、具体的には9月の末ですとか10月ごろには、この設立委員会によって、労働条件、採用基準というものを策定し、それを社会保険庁長官に伝え、社会保険庁からの募集を始めたいという風に聞いております。

以上でございます。

本田座長 続きまして、岩瀬委員から監視等委員会におきます取組状況について、ご説明頂きたいと思えます。

岩瀬委員 簡単に、今までの作業プロセス等を含めて、ご説明したいと思えます。

既にもう皆様ご案内かと思えますけれども、監視等委員会というのは年金記録に対する国民の不信を払拭して、信頼回復を図っていくために設置された機関です。その主な使命というのは、記録問題の解決に向けて社会保険庁を監視するとともに、社会保険庁の業務全般について透明性を確保し、厳正かつ正確な業務がなされるよう監視していくということにあります。

ただ、当面は記録問題、とりわけ5,000万件の処理について集中して監視しているという状況です。監視によって得られた情報を調査、審議し改善すべき問題があると判断した場合は総務大臣に意見具申をし、総務大臣は厚生労働大臣に勧告するという仕組みになっていまして、この監視等委員会自体は7月25日、約1カ月前に発足したんですけれども、既に第1回の意見具申を行って総務大臣から厚生労働大臣に勧告が一度なされています。

その意見具申というのは、5,000万件の宙に浮いた年金記録が発覚したのが、今年の2月なんですけれども、その2月時点で安倍内閣総理大臣が社会保険庁に対して、この5,000万件の中身についてよく精査しなさいという指示を出していたと。ところが、6カ月間社会保険庁は何もしないでほったらかしていたということが明らかになりまして、それで意見具申をして、そういう怠慢な業務を改めなさいという趣旨の意見具申をしたということです。

この意見具申以外に、これまで1回の現地視察、これは社会保険業務センターという、



コンピュータで記録を管理しているところなんですけれども、そこに視察に行き、その責任者の方たちにヒアリングをして、あと社会保険庁の記録に関する担当者の方たちにヒアリングを2回して、都合3回ヒアリングを行ったという状況です。

監視等委員会としては、今のところまだ、そういうスタートしたばかりですので、社会保険庁の業務姿勢等について、まだ確定した評価というのは下せない状況にありますけれども、委員会としての意見がまとまったり、ある一定の評価を下すということになれば、その都度、当再生会議にご報告して、会議の議論に役立てて頂きたいなという風に思っています。

以上、簡単ですけれども、ざっと監視等委員会ができて今日までの経過をご報告させて頂きました。

本田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明と、岩瀬委員からのご説明に対して何かご質問がありましたら、どうぞ。

岸井委員。

岸井委員 2月の時点での総理指示をそのまま放置していたということについて、その原因についてヒアリングをやっているわけですね。

岩瀬委員 そうですね……それがよく分からない。社会保険庁の 分からないんじゃない、すみません。青柳運営部長に「何でこれ6カ月間も放置していたんですか」と聞きましたところ、これはもう議事録も公開されていますので、後で詳しくは読んで頂ければと思うんですが、「5,000万件の中身を精査することについて、社会保険庁としては『意味をなさない』という判断をしていたので、これは手をつけなかった」という趣旨のことをおっしゃっておりました。「なぜ意味がないのか」ということについては、なかなか明確な回答がなかったと。この辺のやりとりも議事録に全部出ていますので、是非読んで頂ければなと思います。

少なくとも監視等委員会の方では、総理大臣の指示を受けてスピーディーに動かなかったと。もし仮に、これに時間がかかって報告に手間がかかるのであれば、その旨、事前にちゃんと伝えておかないといけないじゃないかと、そういう経過報告もなかったということで、怠慢であるという趣旨の意見具申をしたということです。

以上です。

渡辺行政改革担当大臣 事務方は、今の議事録を委員の皆様にもメールするなり、お届けするなりしてください、監視等委員会の議事録ね。

江澤行政改革推進事務局次長 分かりました。早速やります。

岩瀬委員 ついでに、議事録以外にヒアリングのプロセスとか資料も出ていますので、もしよければ。

江澤行政改革推進事務局次長 すべてプリントにしてお送りします。

大山委員 すみません、今の件で追加すべきかなと思うことがあります。

岸井委員と一緒に前の会議で、岸井委員は覚えていらっしゃると思いますが、今年の4月に開催された最終回の会議で、社会保険庁のコンピューターシステムの中に、そういう情報が、宙に浮いているというより「浮いている」という言い方はちょっと用語の使い方としてはいろいろあるかと思いますが、どこのだれに関係した情報が記録かが分からないものがあって、このような記録をデータベースに残しておく、データベースの移行等に大きな問題が生じるので、早急に対応しなければならないということを指摘しました。

ただ、その後の状況を見ますと、知っている限りのお話をちょっと先に申し上げますと、5,000万件宙に浮いているという記録の中には60歳以上、すなわち年金を受給している可能性のある方の記録と見られるものが2,880万件あると聞いています。3,000万人の方が年金をもらっている、この3,000万人の方たちにつながる可能性があるのが2,880万あるということです。別の言い方をすると、残りの2,120万は60歳未満の方ということなので、年金の裁定を行うときに社会保険事務所に行って頂くと、記録が合っているかないかが分かって、これらの記録がつながっていく可能性があるということです。

こういう課題が残っていることは分かっていたのですが、この問題を解決したくても、現状は、いわゆる「レガシー」のシステムで、通常業務を行っているため、データベースの情報を自由に確認できるような柔軟なソフトウェアの作り方はしていません。言い方を変わると、今のソフトは業務用に作ってあるので、新たな機能を追加するには、そのために新たなソフトを設計して、発注というプロセスを踏むこととなります。そのため、一つのソフトを動かすのに1年はかかります。これが、今の業務用システムの上で様々な問題を早急に解決するために、必要となる柔軟なソフトウェアを組むことが難しくなる理由です。このこともあり、「レガシー」からオープン系の新しいシステムに変える作業が始まっていますが、その完成を見るのはまだ数年先の予定です。

このような理由により村瀬長官と相談して、この5,000万件の記録を、いわゆるオープン系のサーバー系に移すための作業を開始しています。新たなシステムを使えば、抜き出されたデータがどのようなになっているかをコンピュータで自由に分析できるようになりますが、その手法を確定できないため、ある意味で研究者タイプの人が、どこどこをどうつなぐかというようなことを考えながら作業することになります。ジグソーパズルが崩れたようなものです。

私が知っている限りでは、今月ぐらいから5,000万件を新しいサーバーに移すようです。  
渡辺行政改革担当大臣　ちょっと質問よろしいですか。

5,000万件の方をサーバーに移すというのは、要するに、これはオープン系のシステムに載せて、「レガシー」の方のほかのデータと照合していくというやり方になるんですか。

大山委員　はい。5,000万件のデータの、多分記録を見ている委員会だったと思います。  
江澤行政改革推進事務局次長　資料3の6ページです。

大山委員　すみません、時間をとって申しわけありませんが、もう少し追加します。

年金記録問題検証委員会で、5,000万件のうちの幾つかの情報を無作為で抽出して、記

録されている情報がどうなっているかを調べていると思います。その結論を私はまだ正式には聞いていませんが、おそらく予測されるのは、氏名が入っていなかったり、生年月日が間違っていたり等の様々なケースがあるということです。なにしろ5,000万件もあるので、さすがに目で見ていくのはとても無理なので、5,000万件がどういうデータの質になっているかを知るにはコンピュータ処理が必要です。我々はよく「味見をする」と言いますが、食べられるかどうか、どんな状態か等を判断することが不可欠です。この作業を行うのに、今のレガシーのシステムでやると、ソフトウェアをつくるのに、下手をすると1年以上かかるばかりか、実業務に差しさわりが出ることがあるので、今のデータベースから5,000万件のデータをオープン系のシステムに移して、業務に支障がないようにした上で、中を調べようというのが今の考え方です。

これで、つなげるための手法が見えてくると思います。ただ、本当につなぐ相手は1億人なので、最終的には全部の記録を引っ張り出すことが必要です。

岩瀬委員 来年の3月までにできるんでしょうか。

大山委員 方向は見えると思います。すなわち、つながるか、どうやってもつながらない記録が残るのかなどは、はっきりすると思います。もちろん、これはコンピュータ処理の話ですが。

岩瀬委員 持ち主探せないとか。

坂内閣官房副長官補 若干補足させて頂くと、坂でございますが、今日23日に岩瀬先生にもお入りになっていると思うんですが、監視等委員会に5,000万件の名寄せという話と、それから同時並行で、あるいは若干手順はあるんでしょうけれども、5,000万件の中身はどういうものかと、さっき大山先生が解説されたような、もう詳しく、できるだけ詳しく解説をして、ご審議頂くと。今日の午後だったと思いますけれども……

岩瀬委員 今日ですか。そう会議が予定されていますので、そこで出るのかもしれませんが。今までは出ていない。つまり、年齢別の……

坂内閣官房副長官補 今日の午後出します。

岩瀬委員 そうですか。

坂内閣官房副長官補 そこでまたご審議頂いて、詳しく研究して頂く必要があるんだと思うんですけれども、今までのご解説の中で若干抜けているのは、亡くなっている方というのは当然いらっしゃるわけです。100歳以上という方がかなりいらっしゃいます、年齢だけ分かっている。実は、年齢構成だけ抽出してあって、5,000万件。そのほかの分類はされていないんですね。それから、あと外国行っちゃっている人とか、それからわざわざ自分の身分を隠している人とかいうのもあるんだと思うんですね。そのほかに、当然さっきおっしゃったような間違いとか、それからあるいは若い人の場合は、いわばご本人にとって統合しておかなくても今のところ支障がないんですね、まだもらっていないですから、これからもらうので。そのままほったらかされていると。それで、またご本人がほったらかしているのを役所の方も気にせずほったらかしているところがよくないわけですがけれど

も、そこに問題があるわけですがけれども、とかいろいろなものが5,000万件の中には入っているんだと思います。

それから、中には昔、年金に加入しておられたけれども、昔の年金というのは、年金は制度が何回も変わっているものですから、短い期間のやつは「脱退一時金」というのを払っておしまいにしちゃっているというケースもたくさんあります。これは基本的には、だれかにくっついたとしても意味がない、もう要するに無効になっちゃうわけですね、原則的に。年金の後でもらうという関係から言うと、一時金で済んじゃっているからとか。したがって、そのまま記録としてはほったらかされているとか、いろいろなものがあります。それから、あるいは、当然のことながら「あれ、こんなのがあったじゃないの」と、その方も60歳以上の、今でももらっている年金が幾らかふえるという自主的な意味があるやつも当然ある。すごくいろいろなものがある。それをどうやって解明し、さっき大山先生おっしゃったように、分類し、あるいはそもそもこれはどの人の分かということも分かると。

さっき大山先生「1億人」とおっしゃいましたけれども、1億人というのは、今基本的には生きていて、約3,000万人の人が年金をもらっていて、7,000万人の人はまだ若いから年金もらっていないくて、こうなっているわけですね。それ以外の死んだ人あるいはそもそも外国に行っちゃっているから日本の年金システムから外れている人とかいろいろな人、あるいは本当に行方不明な人とか、それからデータが間違っていて、例えば住所や氏名が間違っていて、うまくくっつかない人、これが一番問題なんですけれども、とかがあって、それをちゃんと解明していくという作業をこれからどうやるか。その途中でコンピューターシステムをどうするかという問題、トータルとして申し上げますと。

岩瀬委員 そうですね。すみません、私もちょっと追加で言いたいのは、この監視等委員会ではなぜ意見具申をしたかということ、2月にこの問題が発覚して、もう6カ月かかっているわけですね。その6カ月の間に、それこそサーバーに移して中身をもっと精査をするなり、どういう手が打てるのかということは、やはりやっておく必要があったと。そのソフト開発も含めて8月下旬から立ち上げて、まだやっていないと思いますけれども、11月までの間に処理をすると。12月から名寄せをかけて、名寄せがヒットした人たちに対しては本人確認をして郵送をするという手順で、来年の3月までにやり終えるということなんですけれども、作業としては相当におくれているし、やるべきことを今までやってこなかったという点では、今、坂さんがおっしゃられたような問題は全部あるんですけれども、分かっているながら、今日まで何も手をつけなかったのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、十分対応をしてこなかったということは、かなり僕は問題だと思いますね。

坂内閣官房副長官補 おっしゃるとおりだと思いますが、率直に言って、この会議でその話をしてもしょうがなくでですね……

岩瀬委員 いや、だから会議の議論ではなくて、そういう、坂さん今おっしゃったから、僕も一応補足的に言っているだけで……

坂内閣官房副長官補 いや、私が今申し上げたのは、実はもう一つ、今申し上げたもの

には意味があって、これから機構の設計をして頂く時に、今話題になっていたような5,000万件をどうするかとか、いろいろな問題、つまり大きく分けて過去の問題の処理というのがあるわけです。つまり、5,000万件にしてもみんな過去の問題なわけですが、それから今後、日々新しく記録もできてきているわけですし、収納もしているし、給付もしているわけですね、毎日。そういう今後の、あるいは今からやっている業務というのは日々出てくる問題、業務と、それから過去の問題の処理というのと両方あって、過去の問題の処理というのは相当手間もお金もこれからかかるわけですが、これからの年金機構に至るまでの間の両方をやっていかなきゃいかんという問題がありまして、そこも頭に入れて体制というのを考えておいて頂いた方がいいだろうということもあって、ちょっと今、解説をしたんですけれども。

岩瀬委員 例えば記録の問題というのは過去の問題じゃなくて、これから新しい組織に移行していくに当たって、ここが整備されない限りは、つまり土台がきちんと整備されて、みんながみんな安心しない限りは、新しい組織は作れないですよ。ですから、リンケージするんだと思うんですよ。

坂内閣官房副長官補 じゃなくて、新しい組織でも、まだ引き続き処理しなきゃいけないかもしれないんですよ、もしかすると。

岩瀬委員 多分ですけどもね。

坂内閣官房副長官補 要するに、そんなにすぐ済むかという問題がありましてね。

岩瀬委員 でも、来年の3月までにほぼ それは5,000万件だけですか。

本田座長 1点だけ、ちょっと坂さんの方へご質問していいですか。

日立の高井戸のシステムについて、これは国の予算制度みたいな問題やらいろいろなことで遅延するというのは、非常におかしな話だと思うんですね。本当に大事な問題であれば、補正予算でも作って、早くやらないとずっと遅れていくわけですね。それはまた新しい機構の問題でもありますから。そういう風に私は聞いたんですが、そこらのところはどんな感じなんですか。

坂内閣官房副長官補 予算の問題もあるのかもしれませんが、要はあれじゃないでしょうか。すごい巨大システムで、うっかりやると止まっちゃうわけですよ、先ほども先生もおっしゃっていたけれども。止まると、年金は毎日給付し、収納しというのをやっているわけですから、これまたえらいことになるわけですね。この前一瞬止まりかけたんですけれども、あれは相談体制を拡充するのでちょっと無理したら止まりかけたんですよ。ついては、なかなか相当悩ましい問題で、2年来、大山先生なんかと一緒に考えて頂いて、もう大分、2年ぐらい前から実は頭を悩ませている問題なんです。

大山委員 さらに追加で申し上げますが、現状の給付のシステムは、年金制度の変更や、それから昔の制度を引きずっているために、アセンブラのソフトまで入っているようです。ここを直すのは、効率を考えるといかがなものかと思います。

斎藤委員 人がいない……

大山委員 ですから、給付のシステムの刷新化を考えると、対象者が少ないものについては、コンピュータ処理をやめるようなことも考えるべきではないかと思います。そのためにも、まずは今のシステムの現状を早急に調査し、刷新化のプロセスを明確にすべきです。これがお願いの1点です。

もう1点は、今日の話に関係するので申し上げます。政管健保の公法人化に関して、徴収業務は、公法人化された後も社会保険事務所で行う予定になっています。システムは分かれますが、保険料の納付場所は年金と同じということです。分離された新しいシステムでは、民間の保険組合が使っているパッケージソフトを導入する予定ですが、村瀬長官の英断で、新法人における業務をパッケージソフトに合わせることになっています。こうすることで、BPRを行うわけです。こちらは、うまくいくと期待しています。

ところが、問題は、新法人への移行と新システムの稼働が来年の10月なので、年金の方のシステムのオープン化より早くなります。システムの将来を考えると、一緒の窓口を使うのですから、両方のシステムに情報が流れるように作るべきなのですが、この判断は政管健保が公法人化された後になるということで、年金記録のシステムから医療保険の方へはバッチで送る予定になっています。結果として、もし本来のネットワーク型にしようとする、作業の一部の後戻りやシステムの追加などが発生する可能性があります。システム設計から見ると、無駄が予想されるので、この点については渡辺行革担当大臣に、はっきりとした方針を出して頂くのが良いと考えます。

岸井委員 さっきの岩瀬さんのご説明の中にあつた「精査する」という指示に対して、「無意味」というような感じの説明があつたというんですけれども、あくまで参考までですけれども、2月の段階で長妻議員の質問が出て、ああいう形で表に出て、場合によっては非常事態を宣言しなきゃいかんくらいの問題だと、こういう風に長妻さんはおどしかけたんですね。それに対してメディアで扱ったのは、日経が扱ったのかな。それで、ほかの新聞、テレビ、一切扱わなかったんですね。何でかという、その時えらい素早い対応なんです、これは。5,000万件は別に消えたわけでも宙に浮いているわけでもありません。10年前には3億何千万ありましたと。それを10年かけて2億5,000万処理してきたんです、名寄せ、その他をやってね。またそれが残っていて、まだ受給されていない方もいるので、そういうのが5,000万件残っているというだけの話ですと、あれはデマですという、それがぱっと流れたんですね。今になると、それに乗っかっちゃったというか、だまされたというか。

そういう問題があると、言われると何となく、ああなるほど、そうなのかなと。野党は野党らしい質問の仕方をしちゃったのかなと受け取ったんですね。だから、それが今度5月になってあれが出てきちゃって、全く今度は違うんですよ、出てきた資料が、メディアに流れてきたのが。

坂内閣官房副長官補 今、岸井さんがおっしゃった3億件がだんだん減ってきて5,000万件になっていますという説明自体、全然うそでも何でもなくて、本当にそうなんですよ

ね、そこではね。だけれども、問題はもう何年も経っているのに、5,000万件を何だかよく分かりませんといって、いつまでも放っておいていいのかと、これはまずいわけですよ、やはりね、という問題なんですよ。そこは本質的には同じだと思います。まずいんだというところが、もう一つ認識が遅かったということじゃないですか。

林内閣府副大臣 ちょっと私もよろしいですか。

大山先生がおっしゃったことで、政管健保の方の3ページに、私もこういう風になっていたんだと今思い出したんですが、健康保険組合に加入していない被用者の保険者が保険協会になって、ただ適用・徴収業務は社会保険庁、要するにこれからは日本年金機構が行うと。むしろ、そのシステムとの整合性とかいろいろ考えると、そもそも別にするなら適用・徴収業務も新しい保険協会ですべてにやると。最初から、もう窓口に来た時から別々にするというのが一番原理原則論ですっきりすると思うんですが、それはもう全く手間がかかっちゃうわけですよ。だから、多分、適用・徴収業務はこちらでやって、そこからワンライティングというか、ワンストップで皆さんの方はやってあげて、そこから先をどうするかと。

その時に、さっきおっしゃった受給のシステムが日立で、5,000万とかそちらはNTTでというのは、今要するにお金が入ったり出たりする出納の部分は日立がやっている。そうすると、こちらのNTTの方はいろいろなデータを全部持っていて、それを別に管理していて、随時、日立の方がそれを利用しているという格好になっているんですか。

大山委員 そうではありません。NTTのシステムが全ての納付記録を持っています。そして60歳以上の方で年金をもらう、すなわち裁定が終わって受給が始まる人については、NTTのシステムにある納付記録のデータを日立側のシステムに移して、日立側のシステムの中で、移行された情報を使って、支給額等が計算されて支払いが行われています。

林内閣府副大臣 裁定をされた人のデータは、NTTの方にはもう残っていないということですか。

大山委員 残っています。

林内閣府副大臣 残っていて、裁定した人の分はこちらにも残して、日立に入ると。

大山委員 そうです。

坂内閣官房副長官補 それと、5,000万件の、例えば名前は間違っているけれども住所は合っているというデータがあったとしますね。すると住所のところについて、だけれども、それはもう古い住所なわけですよ、5,000万件のはかなり古いのが多いですから。そうすると、昔住んでおられたなんというのは、そういうのは恐らく最後まで調べるということにするんだと思うんですけれども、これから検討するわけですから。

これは、1件1件手づくりで調べていくということになりますけれども、コンピュータというよりは、相当、恐らく手間も時間もかかる作業だと思います。そういうのもまだ残っている状況というのはあり得ると思うんですよ。本当に徹底的に調べるということは、

最後はそういうことになるんだと思います。コンピュータの世界でやるのと、そういういわば手と足でやるという世界と、両方出てくるんだと思います。

本田座長 それでは、一応今までのご説明、質疑はこれで終わりにしまして、今回は初回の会合ということでもございますので、各委員から一言ずつご挨拶を兼ねまして、課題なり方向性等についてご意見を頂きたいという風に思います。

まず八田委員からお願いいたします。

八田委員 私は、年金制度の将来の給付の予測とか、年金財的との関係で保険料はどうあるべきかというようなことは今まで研究してきました。実際にどういう形で業務が行われているかということは全く素人なので、どれほどお役に立つかという気持ちはあります。

私は大阪大学に勤めていた時に研究所の管理職として、旧国鉄の方を受け入れました。その時には、基本的には優秀な人だという認識があって我々は受け入れました。今回も、実際的には優秀な方がいっぱいいらっしゃるんでしょうけれども、評判がこうなってしまったので、ここの機構に入れない人たちの就職をどうやって解決するかが、ここの会議の肝なんじゃないかなという風に思っております。

以上です。

本田座長 ありがとうございます。

次に、斎藤委員、お願いします。

斎藤委員 私の会社は、証券会社ですが、証券会社といってもシステム運営をしているだけです。システムが安定稼働するようになりましたら人が要らなくなりまして、現在は、以前のほとんど半分ぐらいの少人数の社員でやっています。機械ができることを人間がするというのは間違っている、人間に対して失礼だというのが私たちの考えで、なるべく機械にやらせようと思ってシステムを設計しています。

私は、アセンブラの時代のプログラマーですが、ミスというのは人間が作る、プログラマーが作るというのを嫌というほど経験いたしました。機械がミスをすることはありません。ですから、なるべく機械にやらせる、正しい指示を機械に与えるというのが必要だという風に思っております。信頼性を高め、無駄を省くためにはシステムを利用することが非常に重要だと思います。

この新しい年金機構が順調に稼働するようになると、今機械がやるべきことをやっている社員は、もっと違ういい仕事ができるようになると思います。その方たちがもっとやりがいのある仕事にどうやって就いていくのかということが、八田先生の問題意識でもあるかと思うんですけれども、なるべくそういう方たちが違う仕事に早く就けるように、そういう形で組織を持っていくというのが重要なんじゃないかなと思っております。

ベンチャー企業を立ち上げて、小さな会社なものですから、社会保険庁に行って窓口の方に随分お目にかかっています。もう例外なく皆さんすごく親切です。丁寧にいろいろと教えてくださって、ここはこうですよ、ああですよとやってくださっているのです、とてもいい印象を持っています。ただ、すごくいい方たちだと思うんですけれども、記入の仕方



を書いたマニュアルが整備していなくて、分からないから間違っているところを丁寧に直して下さっているの、あれをもっときちんとマニュアル化して、ここはこういう風に書くんだということが分かるようになっていれば、あの方たちが無駄に親切にしなくても済むの、という思いはございました。なるべく無駄を省くような形の組織づくりというものに、何かお手伝いできたらいいなという風に思っております。

本田座長 ありがとうございます。

では、小嶋委員、お願いします。

小嶋委員 私は、この8年ばかり規制改革の仕事をして参りました。規制改革委員会から総合規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議と名称は変わりましたが、その中で労働法制の改革に向けたシナリオの作成に携わってきました。他方、3年前に国立大学が法人化される中で、勤務先ではその前後から、労使交渉を含め、人事労務の現場で仕事をしております。

そうした観点から申しますと、社会保険庁と国立大学にはよく似ている点がある。何が似ているかということ、非常勤職員の割合が非常に高い。国立大学も社会保険庁も、全職員の約4割が非常勤職員によって占められている、という問題です。

日本年金機構法では「職員」という表現が用いられていますが、その職員の中には非常勤職員も含まれるのではないかと。例えば附則の3条2項2号では、機構の設立に際し採用する職員の数とありますが、この場合の職員にも非常勤職員が含まれるのではないかと。

私ども国立大学の経験で申しますと、常勤職員についてトラブルが起こるとするのは余りないんですけれども、非常勤職員についてトラブルが起こる可能性は非常に高い。それと、非常勤職員については、公務員の場合は何年勤めても任期が更新されなければ当然に退職するという法制度になっているのですが、民間の場合は、ご承知のように、裁判所もそう簡単には雇止めを認めません。

今回、年金機構を設置するに当たって、そのような点にも十分注意を払わないと、将来訴訟になる可能性がきわめて高い。だから、常勤職員の分限免職について問題にすることも重要だとは思いますが、一方では現に職員の4割を占める非常勤職員の問題についても視野に入れて考えていく必要があると思います。

また、この問題は先ほど申し上げた公開、非公開の問題ともかかわるんですけれども、非常にセンシティブな問題で、記者さんがいる前で議論ができるようなテーマではないというのも確かだと思います。

本田座長 ありがとうございます。

では、岸井委員。

岸井委員 最後に小嶋委員からのせっかくのご発言でしたけれども、原則だけ申し上げますと、やはり公開の原則というのは、やはり建前上でも貫いて頂いて、臨機に対応していただけるのが一番いいのかなというお願いですね。

それから、いろいろなことで前の大山委員とも一緒にやってきたんですけれども、とに

かく伏魔殿だなという印象が非常に強いし、それから、先ほど斎藤委員の話を聞いていると、ちょうど合理化反対ということ、やはりシステムに対してものすごい、私は親のかたきみたいに何か皆さんおっしゃるなという感じを持っていたんですけども。それを何か新しいシステムを導入するために労使で合意書を作って、いろいろなことをやって、いろいろなミスのもとになっていると。そういうことを考えると、新規採用の時の基準作りは難しいなと思うんですね。これをどう考えるか、一番線引きが難しいんじゃないかな。

例えば処分の回数とか内容とか、そういうところまで立ち入っちゃって、一つの基準にしちゃうのかどうか。これまた訴訟の問題とか、そういう問題にも絡んでくるでしょうし、そこをとにかく、どこから見ても公正、公平ということを最大限考えてつくられた基準だなと思われるような形にするということ。それから、看板のかけかえにすぎないと言われないようにするという、これが一番大事なことですね。やはり原則論ですけども、やる気のある人にとりあえず、やりがいのある仕事として制度上で頑張ってもらわなければならないわけで、これを何とか実現するように、少しでもお手伝いできればと思っています。

あと、どういう人のヒアリングがしたいとか、それは具体的にいろいろ、今じゃなくてもいいんですかね。

本田座長 ええ、これからまた、今後の運営も。ありがとうございました。

では、大山委員、お願いします。

大山委員 大分申し上げたので、まとめてもう1回だけ要点を申し上げます。一つ目は、給付システムの刷新化に関する作業を早急に開始して頂きたいということです。二つ目は、政管健保システムを含めたネットワークの作り方を早急に考え、明確な方針を出すべきということです。この2つです。

それから追加的ですが、社会保障カードの話が出ていますが、それを考えると、やはり今のシステムとの連携が非常に重要になるので、この点も早急に対応頂くことが必要ということです。

本田座長 ありがとうございました。

次に、岩瀬委員、お願いします。

岩瀬委員 採用の問題とシステムの問題、非常に重要な問題があるかと思えます。それは、もう本当に集中的にご議論頂くということだと思えますが、もう一つ組織を切り分けていく過程で、社会保険庁の本体だけ切り分けても、僕は新しい再生ということにはならないのかなとちょっと考えていまして、これは考えがまとまっていませんけれども、今、社会保険庁にぶら下がっている、いろいろな、あるいは業務委託をしている財団法人とか社団法人と、そういったところもこの際、大きく必要なものは残すにしても整理する方向で検討する必要があるんじゃないかなと、そういうこともご議論頂ければと、そういう風に思っております。

以上です。

本田座長 ありがとうございました。

我々のこの会議、いわゆる業務の問題と採用の問題ということになるんですけども、私は採用基準という問題も非常に大事ですけども、本当は年金機構の方からいきますと、非常に大事な、まさに国民的にも、これから過去の問題は別として新しくスタートするわけですから、これにどう知恵を寄せながらやっていくかという時に、採用基準だけではやはりなくて、基本的には入った後の人事制度なり運用なり、それがあつかないかで随分違うんだろうと思うんですね。ある意味では、そういうところはどういう風にするのかと。やはりそこに働いている人が意欲を持って、モラルを持って、使命感に燃えて仕事をして、初めて成果が出るんだと思うんですね。今、残念ながら、社会保険庁はかなり過去にいろいろなことがあって批判されていますけれども、新しくできる機構の職員の方は一生懸命、胸を張ってやれるようなことも我々は考えていかなきゃいけないんじゃないかなと。せっかく過去の問題がいっぱい出ているわけですから、それをどう改善するかということを監視等委員会の方々、いろいろ聞きながら、また見識を聞きながら、だけれども、基本的にはできる機構というのは非常に重要な、国家百年の計と言ってもいいようなものなので、その職員が意欲的に仕事ができるようなことまで含めて、そうなりますと人事運営なりいろいろな問題が出てくるので、やはり基本はそこに働く職員の方が頑張っていけるようなことが基本かなと。

採用基準ということで、いろいろな議論はあると思うんですが、あまり私自身、性善説でいきたいという感じがあるものですから、やはりどうやっていくかということを考えながらいかなきゃいかん、大変重い課題でありますし、座長ということで仰せつかりましたので、皆さんと議論しながらせっかくの機会なので、新しくできる機構はちゃんとした、みんな国民が応援できるような感じになればいいかなという風に、大変口はばったいことを申し上げましたけれども、そういう風に考えております。

それでは、最後に今後の会議の進め方につきまして、事務局からご説明をお願いします。

江澤行政改革推進事務局次長 それでは、一番最後に資料7という、A3の大きな紙をつけておりますが、これは社会保険庁改革の、今のところ分かり得る全体の工程表でございます。

一番上の年金新組織、日本年金機構でございますが、これは太線で横に引いたところに書いてありますのが、この再生会議でございます。それから、記録問題について、ちょっと字が小さくて申しわけありませんけれども、検証委員会でございますとか第三者委員会ですとか、それから社会保険庁自体がいろいろなお知らせをしていくことでありますとか、そういったことを整理しております。そして、システムの話がいろいろ出て参りましたけれども、システムにつきましては、旧システムというのが、この辺が先ほど大山先生が言われました「レガシー」でございます。下の新システムが、現在の時点では、これは基本設計は終えておまして、8月から新しい詳細設計、具体の設計のプロセスに入っております。そして、一応政府として決めておりますのは、平成23年1月、新システム稼働ということになっております。それから、これら全体を通じて監視等委員会というのがあり

ます。

それから、一番下に健保の方が出ておりますけれども、10月のあたりで設立委員会において法人の組織、人員の骨格、職員の採用基準、労働条件などを固める予定だと聞いております。その後、いろいろなことを経て、全国健保協会がスタートすると、これは法律で20年10月という風になっております。

こういう全体の動きを整理したのが資料7でございますが、そこで資料6の方に戻らせて頂きますと、今後の進め方についてでございますが、同じ社会保険庁から6分割でございますけれども、医療関係の公法人と、それから年金関係の年金機構という2つの組織に大きく分かれて参ります。2つに共通しますのは、これは両方とも新規採用をするということでございます。それから、社会保険庁だけから新規採用をするということにはなっておりません。

特に、年金機構については民間からも採用するというようなことになっておりますが、いずれにしても新規採用であるということ。そして、元々の昨年の通常国会の時の制度設計といいますが、政府としては平仮名で書く「ねんきん事業機構」というのがありましたけれども、これは法律が通っておりますれば、来年10月に全健保と一緒にスタートするというところでございましたけれども、その後、先ほどご説明したようなことで、約14カ月後になるというようなことでございますが、両方はそれぞれ根拠法はもちろん別でございますけれども、今度の秋に全健保の方の設立委員の皆さんが作られる採用基準というものと、それから後々、こちらの会議の議論を経て基本計画が作られ、その基本計画に基づいて年金機構の設立委員の皆さんが作られる設立基準が、社会的な目で見ても余りにも違いますまじまじであるとして、政府としては適切ではないという風に大臣にも相談いたしました。そのような判断を大臣はいたしておりまして、したがって、今日のいろいろなご議論からしますと、先ほども座長もおっしゃられたような年金機構のあり方、業務、そういうものから入るのが自然かと思っておりますけれども、全健保のようなことも視野に入れて、そちらでも参考にさせていただけるような、採用についての一定の大きな基本のところ、基本中の基本を何とか4回ないし5回ぐらいのご議論を頂いて、大きなところを中間的に整理して頂けないかというのが私どもからのお願いでございます。もし、そういうことができますれば、それを当然のことながら、全健保の設立委員の皆様にもきちんとお伝えをし、参考にさせて頂けることになるだろうと思っております。

以上でございます。

本田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何かご意見なりご質問ございましたら、どうぞ。

それでは、今後の進め方につきましては、ただいまご説明あったことで、おおよそこういう方向でということで、ご了解頂きたいという風に思います。

それでは、会議の今後の進め方につきまして、事務局からご説明をお願いします。

江澤行政改革推進事務局次長 それでは、そういうことでご理解を頂けますれば、第2

回の会合について、今すぐに1枚紙をお配りいたします。

(資料配付)

江澤行政改革推進事務局次長 次回の会合で、どのようなことを議事に載せて頂いたらいかがかという案でございますけれども、ちょっと盛りだくさんでございますが、一つは厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリングでございます。これは、社会保険庁におけます組織・人事・採用等の基本にかかわることについての説明をお聞き頂いて、質疑をして頂いたらどうか。それから、全健保の設立委員会の方、これは昨年6月に法律が通って、11月に設立委員会がスタートしておりまして、これまで4回ぐらい設立委員会で労働条件あるいはその前に理念とか、そういうような議論をしてきておられます。そういう状況をお聞き頂き、さらに私どもが事務局として聞いておりますところでは、この全健保の設立委員会が、採用基準の議論はこれからということでございますので、そういう状況もお聞き取り頂いたらいかがかと考えております。

それから、職員採用についての労働法制面からの論点につきまして、小嶋先生からこのご説明を頂いて、共通のご理解あるいは議論をして頂いたらいかがかと思っております。

それから、有識者ということで、例えば先ほど国鉄改革の話が出ましたけれども、国鉄改革の時の状況をお聞き頂き、その時と何が同じで何が違うのかというようなことについて、共通のご認識が得られればプラスかなと思います。

そして、職員の採用等について、まさに以上のようなことを踏まえまして、議論を深めるまず第一歩として頂いたらいかがかという案でございます。

以上でございます。

本田座長 今の説明に対しまして、何かご質問なりございますか。

先ほど岸井委員の方からも、何かヒアリングのお話もありましたが、委員の方々から何かありましたら、こういうのもやったらいいじゃないかというのがあったら、いつでも事務局の方にも言って頂いていきたいという風に思っております。

それでは、これでよろしゅうございますか。

岸井委員 例えば社会保険庁の組合関係者のヒアリングなんというのは範囲に入るのかな、対象。

江澤行政改革推進事務局次長 お聞きになりたいということでありましたら、当然おいで頂くように手配いたします。

本田座長 社会保険庁の方、私自身勉強不足なんですけれども、先ほどもありましたように社会保険庁の常勤、非常勤の問題やら、現在の社会保険庁の年齢構成別人員構成だとか役職の構成とか、具体的な資料を是非、この時に入れるようにお願いします。できれば事業別の財務状況、もちろん勉強しなきゃいけないのですが、個別にもらってもいいのですけれども、皆さんの方も必要なという感じがしますので、いろいろな事業をやっています、その財務状況はどうなっていて、収支がどうなっているとか、そういうこともあわせて、この狭いことだけに絞らないで、一応分かるような資料を作られるようお願い

いしたいと思います。

渡辺行政改革担当大臣 それは次回以前に、先生方に全部きちんと報告してください。今、座長のおっしゃったこと。

江澤行政改革推進事務局次長 次回が何日になるかでございますが、その中で可能な限り迅速に作業をして、できたものから順次お届けするようになりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

本田座長 場合によっては、監視等委員会とかいろいろとやっておられるから、そういうのはもう出ているんじゃないかと僕は思うんですけどもね。

江澤行政改革推進事務局次長 もちろん、それはチェックしますが。

岩瀬委員 社会保険庁の中身に関しては、今、座長がおっしゃられたようなことに関して、まだ監視等委員会では把握はしていません。人員構成だとか、一般的な予算とか人員の数とか、そういうのは分かっていますけれども、細かく分類したというのはまだしてありません。

本田座長 すべて雇用の問題というか、最終的には年齢構成やいろいろなことを考えないと、全部できないんですよ。どういう基準でいくかとか。だから、その辺の基礎的な資料を是非準備をお願いしたいという風に思います。

八田委員 今のにつけ加えると、種の方、種の方のそれぞれの数、それから厚生省から出向していらっしゃる方の数、そういうようなことも、その資料の中に是非欲しいと思います。

斎藤委員 時間的に無理だとは思いますが、実際にどういう形で働いていらっしゃるのか。それから、コンピューターセンター、高井戸ぐらいだったら近いので、そういうところを見られるとか、何かそういうことがあるともっと理解しやすいのかなと思うのですが。10月、11月の方にご計画のようですけれども、実際にどういう業務をしているのか、現場を見ると違うのかなという気がします。

江澤行政改革推進事務局次長 私も先日、309の社会保険事務所で一番大きいのが東京の港社会保険事務所なんですけれども、そちらを見させてもらいました。それから、お台場に業務集約センターというのがありまして、都内にある社会保険事務所のうち6つぐらいの仕事を単純作業一括してやるのが、お台場の大家家具の入っているビルの上の方に何フロアか集約してやっているんですけれども、それを見させて頂きましたけれども、非常に驚きました。ですから、見て頂くのは非常にいいことだと思いますので、1回で皆さんお揃いにならないと思いますので、社会保険庁にできるだけ迷惑にならないように、できるだけ早い機会に何度か、そういう場を設けて、そこに入って頂ける方は、このバスにお乗り頂ければ、このバスと。そういうような形で、座長、よろしいでしょうか。それから、三鷹と高井戸でございます。至急、手配いたしますので。

渡辺行政改革担当大臣 これは「アルキメデスの原理」といって、非常に大事なんですよ。しゃれですけれども。(笑)

林内閣府副大臣 常勤、非常勤の話はとても大事だと思うので、次回の確認ですが、通った法律の紙の6ページに、この会議で基本計画を決めるという中に、職員の採用についての基本的な事項というのがあって、それに基づいて多分職員の採用は「設立委員が法人の職員の労働条件及び採用基準を提示する」と書いてございますので、ここの基本計画の中に常勤、非常勤というのをどういう枠組みでつくるのか、新しい組織については大枠を決めて頂くのではないかなと、私はそう読んでおります。

一方で、社会保険庁の場合は、その紙の一番下に、職員の転任、転職または免職は国家公務員法の定めによると、こう書いてありますので、この場合は多分、常勤の人しか想定していないと思うんですね。だから、法律上はそういうことになっているので、非常勤の人は多分予算上も人件費ではなくて物件費みたいなことのようなので、ですからそこはちょっと区別して、それからさっきおっしゃったように、非常勤の人が単純作業しているのはどちらの人がどれぐらいなのかというところが、一番肝心のところになると思いますので、少なくとも法律ではどう書いてあるのかというのをしっかりと確認の上で、スタート時点で、それは共通認識として持って頂くというのが大事だと思います。よろしく願います。

本田座長 事務局に確認しますが、今回は社会保険庁に来てもらってやるということですか。

江澤行政改革推進事務局次長 はい。次回、先ほどお配りしました1枚紙、厚生労働省、全健保は社会保険庁といいますよりは保険局でございますので、そこから保険局と、それから社会保険庁、両方から来て頂いたらどうかということでございます。

本田座長 失礼しました。第2回会合、ここに書いた全部、これは時間的に……

江澤行政改革推進事務局次長 ええ、ちょっと盛りだくさんではございますが……

本田座長 それでは、一応準備だけはこういうことで進めてもらって、やはり中身を充実させた方がいいと思いますから、こなせる範囲で一応こういうことを考えているということで、一応今日はご了解頂きたいというふうに思います。

次回の日程でございますけれども、委員の皆さん方と事務局で事前調整して頂いたらしいので、8月30日、木曜日の午前ということでよろしいでしょうか。それでは、8月30日の9時から12時ということで予定させて頂きたいと思いますので、よろしく願います。大変早くから、なおかつ長い時間で申しわけありません。

岸井委員 個人的で勝手なんですけれども、9時にどうしても間に合わないんですね。

本田座長 それはもうわかりますから。

岸井委員 だから、ぎりぎり10時に飛び込むようにしますけれども、ご了解いただけるとうれしいんですが。

本田座長 それでは、時間も参りましたので、本日の会議は終了させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、この後、私の方から記者に対しましてブリーフィングを行うこととしております。

今日は、どうも本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。

以 上